

役員は高齢者及び障がい者であっても、免税点の判定に含みません。

第44号様式別表2・3用附表「障がい者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書」の記載例

障がい者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書					A株式会社				
事業所等の名称		本社			事業所等の名称				
事業所等の所在地		旭1丁目1番5号			事業所等の所在地				
該当者氏名	該当区分	左記に該当になった日	非課税又は特例対象期間	左の期間の給与等の額	該当者氏名	該当区分	左記に該当になった日	非課税又は特例対象期間	左の期間の給与等の額
宇都宮 次郎	障 65 雇	19・4・13	××・4・1 から 〇〇・3・31 まで	3,534,253					
栃木 三郎	障 65 雇	18・5・30	××・4・1 から 〇〇・3・31 まで	2,678,785					
下野 四郎	障 65 雇	11・3・24	××・4・1 から 〇〇・3・31 まで	2,040,569					
	障 65 雇	・	・						
	障 65 雇	・	・						
	障 65 雇	・	・						
	障 65 雇	・	・						
	障 65 雇	・	・						
	障 65 雇	・	・						
	障 65 雇	・	・						
	障 65 雇	・	・						
	障 65 雇	・	・						
計 (障がい者・65歳以上の従業者)			① 3 人	② 8,253,607 円	計 (障がい者・65歳以上の従業者)			⑤ 3 人	⑥ 8,253,607 円
計 (雇用改善助成対象者)			③ 3 人	④ 8,253,607 円	計 (雇用改善助成対象者)			⑦ 3 人	⑧ 8,253,607 円

第四十四号様式別表2・3用附表

算定期間の中で、非課税の対象となる年齢に達した高齢者等の給与については、誕生日の属する給与計算期間以降の給与を除きます。

雇用改善助成対象者に係る特定措置の年齢について
55歳以上65歳未満が控除の対象となります。
※ 雇用改善助成対象者に対して支払われる給与等については、その2分の1に相当する額が従業者給与総額から除かれます。

該当区分
「障」は所得税・住民税において障がい者控除の対象となる者及び障がい者職業センター等により知的障がい者と判定された者です。
「65」は65歳以上の者です。
「雇」は年齢55歳以上65歳未満の従業者のうち、雇用保険法等の国の雇用に関する助成対象者です。

各々の事業所等における合計人数及び給与等の額を記載します。